

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第一項（第二項）の規定によって、備後圏都市計画区域を次のとおり変更した。

平成二十四年四月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画区域の名称

備後圏都市計画区域

二 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

広島県福山市駅家町

大字服部永谷六〇八番三、六〇九番から六一一番まで、六一二番一、六一二番二、六一二番三、六一二番四、六一三番一、六一三番二、六一四番から六一六番まで、六一七番一、六一七番二、六一八番一、六一九番一、六一九番二、一二五七番一、一二七五番一、一二七六番、一二七七番一、一二七七番二、一二七八番、一二七九番一、一二八〇番、一二八一番一、一二八一番三、一二八二番一、一二八二番三、一二八三番、一二八五番、一二八六番一、一二八六番二、一二八七番一、一二八八番一、一二八八番二、一二九〇番一、一二九〇番二、一二九〇番三、一二九一番一、一二九一番二、一二九一番四、一二九二番一、一二九三番、一二九四番一、一二九四番三、一二九五番一、一二九六番、一二九七番、一二九八番一、一二九八番二、一三〇〇番一、一三〇〇番二、一三〇一番一、一三〇二番一、一三〇三番二、一三一二番二、一三一四番一、一三一四番二、一三一五番一、一三一五番二、一三一五番三、一三一六番、一三七七番、一三一八番一、一三一八番二、一三二九番、三〇六七番一、三〇六七番二、三〇六七番三、三〇六八番、三〇六九番、三〇七〇番一、三〇七〇番二、三〇七一番、三〇七二番、三五四六番から三五四八番まで

広島県福山市加茂町

大字下加茂字木曾石一五八三番から一五八五番まで、一五九八番一、一五九八番二、字本谷一六八三番を除いた全部の区域、字柳迫一六九二番二、一六九三番から一六九七番まで、一六九九番から一七〇二番まで、一七〇三番一、一七〇三番三、一七〇四番一、一七〇四番二、一七〇四番三、一七〇四番四、一七二五番二、一七二五番三、字吉和二七二番二、二七三番から二七五番まで、二七六番一、二七六番二、二七六番三、二七七番、二七八番一、二七八番二、二七八番三、二七八番六、二九一番、二九二番、二九三番一、二九八番から三〇〇番まで、三〇一番一、三〇二番、三〇三番一、三〇三番二、三〇四番、三〇五番、三〇六番一、三〇七番から三二一番まで、三三〇番、一六〇四番を除いた全部の区域

三 都市計画区域から除外される土地の区域

なし